

★国保だより
高額医療・高額介護合算療養費制度について

健康保険・介護保険の両方を利用して世帯の自己負担額の合計が高額になり、基準額（左表）を超えた場合にその超えた分を支給する制度です。ただし、健康保険・介護保険のいずれかの自己負担額が0円の世帯の方は対象になりません。

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額 (年額:8月～翌7月)

Table with 4 columns: 所得区分, 後期高齢者医療保険+介護保険, 被用者保険または国保+介護保険(70~74歳の方がいる世帯), 被用者保険または国保+介護保険(70未満の方がいる世帯)

※()内は平成20年4月から21年7月までの16か月分を適用する場合の基準額

の自己負担額が介護保険し、基準額を超えていた場合は勧奨通知をご自宅へ郵送しますので、それに基づき保険年金課(市役所1階5番)へ申請してください。

★年金だより

万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります

国民年金の被保険者期間中に、不慮の事故などにより亡くなってしまった場合、生計を維持されていた子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されますが、他にも国民年金から次のような給付があります。

寡婦年金 保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳になるまでの期間支給されます。

死亡一時金 保険料納付済期間の合計が36か月以上ある人が死亡した場合、遺族に支給されます。※保険料納付済期間には、一部免除を受けていた期間も含まれます。半額免除を受けていた期間は半額免除期間の月数の2分の1が算入されることになり、同様に4分の1免除を受けていた期間は4分の3が、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が、納付済期間に算入されます。

寡婦年金・死亡一時金とも、被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限り、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は、いずれも併給することはできません。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

年金を受けている方が亡くなったときは届出が必要です

年金を受けている方が亡くなったときは、「年金受給権者死亡届」を最寄りの年金事務所に提出してください。

また、年金は亡くなった日の属する月まで受けられますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて、最寄りの年金事務所に提出してください。

未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 ※I P電話・PHSからは ☎03・6700・1165

② 福生市国民健康保険、東京都後期高齢者医療保険以外に加入されている方
平成21年7月末日現在、会社の健康保険(社会保険、国保組合等)に加入されている方は、「介護保険自己負担額証明書」を添え、加入している健康保険へ申請してください。

③ 対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方
介護保険および前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、7月末日現在加入の健康保険に申請してください。

※②と③に該当する方で、「国民健康保険自己負担額」課後期高齢医療係 ☎551・1640、保険年金係 ☎551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1640、介護福祉課 ☎551・1764

市内の町会・自治会⑥地域の活動を紹介します!

■南町会(会長 五十嵐脩二)

地域にふれあいを
南町会では、従来から地域の方々の交流が大切と考え、「ふれあい広場」というイベントを町会内のさまざまな団体と協力して行なっています。

当日は、昔懐かしい音楽を奏でながら、チンドン屋さんが「ふれあい広場」の開催を知らせてまわり、子どもからお年寄りまで約150名が集まります。会場では、福生消防署及び消防団第一分団の協力によって、起震車体験、消火器訓練、応急救護実演などの日常では体験できない防災訓練を行ないます。また、焼きそば、とん汁、甘酒などが用意され、初春の一日を地域で楽しく過ごし、憩いの場となっています。

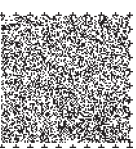
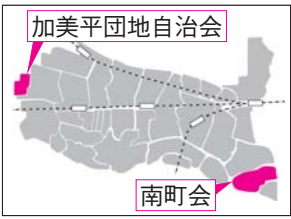
子どもの声が常に聞こえるような町会を望み、今年も2月28日に「ふれあい広場」を開催します。

■加美平団地自治会(会長 西川雅博)

地域をつなぐ餅つき大会
「ヨイショッ」「ペッタン」「ヨイショッ」「ペッタン」...子どもたちがおじさんの介添えで餅つきです。あん、安倍川のパックを約300個会員に配ります。相当な白数になるので、つくのが大変です。役員も年には勝らず、もち米を蒸す蒸気よりも、息の方があがり気味です。そこで考えたのが、楽屋裏で餅つき機の手を借りることです。機械の手を借りて大半をつき、白で少しついて仕上げます。皆さんの「おいしい」と喜ぶ声に押されて、伝統行事として続けていくつもりです。

今後、若いお父さんやお母さんの自治会加入があれば、もっと楽しい行事や活動ができ、新たなつながりが生まれるはず、と期待をかけています。ぜひ一度、自治会の行事に参加してみてください。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590



市民活動トーク「ブラジルでボランティア! そのころは?」
2年間、JICA(国際協力機構)シニア・ボランティアで活動されたブラジルで、一番に残ったことや体験など、さまざまな角度からお話を聞きます。
「ボランティアは、構えることなく『やってみよう』から始まり、楽しさとやりがい、そして幸せを感じます。」と語る森林さんと一緒に、ボランティアへの関心を深めませんか。
日時 3月6日(土)午後2時~午後5時
場所 輝き市民サポートセンター
講師 森林たづ子氏(JICAシニア・ボランティア体験者)

家族介護者のためのリフレッシュ旅行(介護者の集い)
日時 3月2日(火)午前9時~午後5時
内容 柴又・都内巡り
※食事代(3,150円)は自己負担となります。
対象 市内で寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族
定員 25人
申込み 2月8日(月)から(日)曜日を除く午前8時30分~午後5時15分の間にセンター福生 ☎552・5027へ。

対人関係・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。
日時 2月26日(金)午後1時~2時30分
場所 福祉センター相談室
対象 心の問題や病気を持つ市民とその家族など
定員 先着2人(予約制)
※相談内容は秘密厳守、相談料は無料
申込み 2月8日(月)から(日)曜日を除く午前8時30分~午後5時15分の間にセンター福生 ☎552・5027へ。